

- 申告相談の受付（土・日・祝日は除く）
  - ・ 所得税及び復興特別所得税  
平成26年2月17日（月）から平成26年3月17日（月）まで
  - ・ 消費税及び地方消費税（個人事業者）  
平成26年1月6日（月）から平成26年3月31日（月）まで※ 豊能税務署では2月23日（日）と3月2日（日）に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行っています。
  
- 納期限
  - ・ 所得税及び復興特別所得税、贈与税  
平成26年3月17日（月）
  - ・ 消費税及び地方消費税  
平成26年3月31日（月）※ 納税は振替納税が便利です。是非ご利用ください。
  
- 確定申告書等作成コーナーについて  
確定申告期間中の税務署及び確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。  
税務署では、納税者の方々が申告書や決算書等をご自身で作成していただく、『自書申告』を推進しています。作成に当たっては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと便利です。  
【確定申告書等作成コーナーはここが便利です！】
  - ① 画面の案内に従って金額などを入力することで、自動的に計算され、申告書等が作成されます。
  - ② 24時間利用可能ですので、ご自宅等でいつでも申告書等を作成できます。
  - ③ 印刷した申告書等は郵送等で提出できます。詳しくは、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

## ニュー 平成25年分から適用される所得税の主な改正事項について

- 復興特別所得税について  
平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになります。
  
- 記帳・帳簿等の保存義務の拡大について  
平成26年1月から、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、取引の内容について、年月日、相手方の名称、金額、取引内容等を帳簿に記載し、記載した帳簿及び取引に伴って作成した請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

問い合わせ先：豊能税務署（池田市城南2-1-8） TEL072-751-2441【代表】

※ 自動音声でご案内しております。